

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

2011
No.546 **2**

主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス
景気低迷を打破「中小企業団体千葉県新春交流会」開催!
- p.4 ■特集
平成23年度中小企業対策関連政府予算案の概要
- p.6 ■視点：コンサルタントの目
製造業の改善は凡事徹底から
- p.8 ■組合Q&A
定款記載事業を実施しない場合の処理についてほか
- p.9 ■施策
平成23年度経済産業省関係税制改正のポイント
- p.10 ■ご案内
「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知が義務となります!!
中小企業経営基盤強化セミナー(千葉県)
「中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令」について
障害者雇用のことなら何でもご相談下さい
- p.14 ■景況
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ
法務局からのお知らせほか



■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。

URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

景気低迷を打破

「中小企業団体千葉県新春交流会」開催!

中小企業振興と活力ある地域社会の実現に向け
県内の中小企業団体関係者ら五〇〇余名が参集

本会は1月7日、市内のホテルグリーントワー千葉において、「平成23年 中小企業団体千葉県新春交流会」を初めて開催した。

同交流会は、「表彰式」(第一部)と「賀詞交歓会」(第二部)から成り、中小企業組合活動への功績に対する表彰授与式と、受賞者の方々への祝賀及び新春賀詞交歓会が同時開催された。

当日は、森田健作千葉県知事はじめとする多数のご来賓の方々に臨席いただき、本会員な



「表彰式」受賞者を代表し謝辞を述べる
木更津総合卸商業団地(協)の堀内理事長(中央)

ど五〇〇余名に及ぶ中小企業団体の関係者が参加。現下の景気低迷を打破しようと、卯年にふさわしく『跳ぶ』をキャッチフレーズに、

会員間の業種を越えた交流がここに実現し、会場の熱気と相まって更なる結束への気運が醸成された。

表彰式(第一部)

同式典では、「千葉県知事感謝状」として優良組合(1組合)、組合功労者2名、中央会会長表彰として優良組合(5組合)、組合功労者(34名)、優良組合青年部(1組合)、組合事務局優良専従役員(9名)、中央会会長感謝状(2名)の授与が行われた。

なお受賞者は次の通り(敬称略。括弧内は代表者、団体名など)。

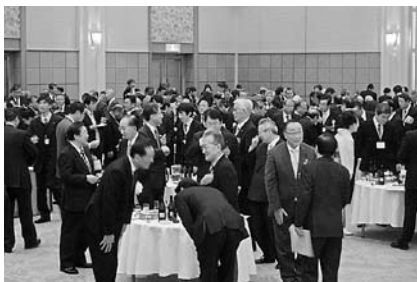
千葉県知事感謝状

【優良組合】▽千葉県測量設計補償協(中嶋敏夫)
【組合功労者】▽中村秀朗(協東金ショッピングセンター)▽石田二郎(千葉総合卸商業団地協)

中央会会長表彰

【優良組合】▽千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会(熊倉天)
▽全千葉警備業協(加藤智行)▽流山環境保全協(大橋照司)▽館山市商業協(廣井武雄)▽木更津総合卸商業団地協(堀内正)
【組合功労者】▽鹿野新一郎(千葉県官公需適格組合受注促進協議会)
▽横山吉雄(千葉県貿易協)▽堀内正(木更津総合卸商業団地協)▽高木榮一(千葉県火災共済協)▽藤井秀美(柏市工業団地協)▽畔高敦司(千葉県商店街連合会)▽齊藤卓(木更津鮮魚商協)▽飯ヶ谷岐美夫(船橋総合卸商業団地協)▽平野勝之(千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合)▽北島久男(千葉県中古自動車販売商工組合)▽石戸新一郎(千葉県商店街振興組合連合会)▽蜂谷良一(千葉県畜産商協)▽福井晶一(千葉銀座商店街振興組合)▽加藤智行(全千葉警備業協)▽池田喜美夫(千葉県コンクリート製品協)▽飯塚真太郎(野田工業団地協)▽古宮真一(千葉県漬物工業協)▽鳥巢研二(南関東総合コンサルタント協)▽鈴木隆(柏市廃棄物処理業協業組合)▽飯塚真一(千葉県海苔問屋協)▽竹口茂子(千葉

葉県中小企業団体レイディス中央会)▽野口恭義(臼井ショッピングセンター協)▽鳥井正俊(久留里商店街振興組合)▽白井宗一郎(茂原榎町商店街振興組合)▽土屋利夫(大原中央商店街協)▽小松洋(千葉県屋外広告美術協)▽齋藤成弘(アイ・ティー・関東事業協)▽石川道子(企業組合オフィス・なのはな)▽藤間健史(千葉県テントシート工業組合)▽岡林聰(千葉県産業廃棄物処理業協)▽小池孝(千葉県中小企業組合士会)▽山下勉(松戸ビル管理業協)▽小林明雄(協野田ショッピングセンター)▽吉岡實(千葉県木材市場協)
【優良組合青年部】▽千葉県建設防水工業事業協(鹿島清太郎)
【組合事務局優良専従職員】▽長沢啓司(千葉鉄工業団地協)▽久保勝彦(木更津総合卸商業団地協)▽持木靖範(千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合)▽中村晃(船橋機械金属工業協)▽齋藤喜代美(千葉県自転車軽自動車商協)▽鳥飼政枝(千葉県室内装飾事業協)▽鈴木勇(千葉港港運送事業協)▽横山洋子(インターネット協)▽平井正樹(千葉県セメント卸協)
【中央会会長感謝状】▽大塚慎二(中



「賀詞交歓会」
ご歓談・会場風景



「鏡開き」(左から)松野衆議院議員、田嶋衆議院議員、坂戸会長、森田知事、鈴木県議会議長代理

賀詞交歓会(第二部)

小企業診断士)▽石川光雄(千葉県中小企業組合士会)
このほか、平成22年度「千葉のちから中小企業表彰」と、「第62回中小企業団体全国大会」で表彰された方々をご披露し、表彰式は盛会裏に終了。続く賀詞交歓会でも、参加者らの活発な交流が行われた。

平成23年度 中小企業対策関連
政府予算案の概要

平成23年度予算政府案がこのほど閣議決定された。

国の予算規模を示す一般会計の総額は92兆4116億円（前年度当初予算比1124億円増）で、過去最大となった。このうち公共事業や社会保障などの政策的経費に充てる一般歳出は約1.2%増の54兆780億円（※）となっている。（※22年度予算で18.3%削減された公共事業費は、地方向け一括交付金を含めても実質5.1%減の5兆4779億円と引き続き削減対象となった一方で、社会保障費は、少子高齢化などの影響から5.3%増の28兆7079億円まで膨らみ、一般歳出の53.1%を占めた。）

中小企業対策費は、政府全体で1969億円、このうち経済産業省所管分は1055億円となっている。同省では、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」ステップ1、ステップ2に続くステップ3を着実に実施するため、(1)生産性の向上、(2)中小企業の海外展開支援、(3)経営の安定化、(4)起業・転業・グループ化（事業引継ぎ、連携、再生）の支援、(5)商店街の活性化、(6)低炭素型社会へ

の対応の6つの観点から、予算、法律、税制、財政投融资等あらゆる政策手段を総動員して中小企業対策を展開するとしている。

以下は政府予算案の概要。

中小企業を取り巻く課題

▼リーマンショック後、中小企業の業況には持ち直しの動きが見られるが、円高等の影響もあり、依然として厳しい。

▼新興国の台頭と市場化により中小企業にとってもグローバル化は不可避に。

▼起業・転業による活性化や最低賃金引下げの要請も踏まえた中小企業の生産性向上が不可欠。

23年度予算案の基本的な考え方

(1)「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（9月10日閣議決定）のステップ1（平成22年度危機対応・地域活性化予備費の活用）、ステップ2（平成22年度補正予算）に続くステップ3として、新成長戦略の本格実施に向けて予算を重点配分。また、依然厳しい状況にある中小企業への対策や「産業構造ビジョン2010」を実現するために必要な予算を措置。

(2)「エネルギー基本計画」（平成22年6月閣議決定）では、「2030年まで

にエネルギー起源CO2を90年比30%程度もしくはそれ以上削減すること」を目指している。このため、平成23年度から「地球温暖化のための税」を導入し、エネルギー対策特別会計において、中長期的な観点から、新エネルギーの導入促進、省エネ技術開発等の地球温暖化対策（エネルギー起源CO2排出抑制対策）を実施するための諸施策に重点的に予算配分。

(3)概算要求組織基準および予算編成の基本方針を踏まえ、事業仕分けや行政事業レビューにおける指摘の他、事業への横展開等により徹底的な無駄の削減、予算の組替えを行うと共に、「元氣な日本復活特別枠」も活用し、メリハリのついた予算編成を実施。

重点項目（予算案のポイント）

（注）●：予算関連、○：財政投融资関連、（）内は22年度当初予算額

1. 生産性の向上

厚生労働省等関係省庁の施策とも連携しつつ、技術・人材・経営力の強化等の観点から中小企業の実産性向上を総合的に支援する。

(1)中小企業の有する技術の維持・高度化

●戦略的技術支援事業のうち戦略的基盤技術高度化支援事業（Ⅱものづ

くり中小企業での開発から試作段階までを支援（サポイン事業）▽150億円（150億円）

●中小企業等知的財産活用支援事業（Ⅱ専門家等による一元的な窓口を全国に設け中小企業等の知的財産活用を支援）▽「特許特会」18億円（新規

●SBI R段階的競争選抜技術革新支援事業（NEDO交付金）▽3億円（5億円）

(2)中小企業で活躍する人材の確保・育成

●中小企業人材対策事業費（Ⅱ就職未内定の新卒者等に中小企業での職場実習機会を提供（22年度前半の5千人に加え、23年度にかけて1万人規模で実施中）すること等により新規人材と採用意欲のある中小企業とのマッチングを実施）▽22年度予算により110億円を、一次補正予算により5億円を確保。（既存の資金（人材対策基金約35億円）と併せて実施）

●中小企業魅力発信・採用力強化事業▽3億円（新規）※このほか、22年度一次補正予算により10億円を確保。

●養成研修事業（中小企業大学校）▽（独）中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）交付金198億円の内数（203億円の内数）

(3) 中小企業の経営力の強化等

●中小企業支援ネットワーク強化事業（＝中小企業の経営支援を専門家の派遣や支援機関のネットワーク強化により充実）▽40億円（新規）

●中小企業総合経営支援事業▽中小機構交付金198億円の内数（203億円の内数）

●クラウド・コンピューティング等の活用による中小企業のIT化促進▽15億円の内数（新規）

●地域産品販路開拓機会提供支援事業▽1億円（1億円）

2. 中小企業の海外展開支援

アジアを始めとする新興国に対する、我が国中小企業の海外展開を支援するため、「中小企業海外展開支援会議」を立ち上げ、支援体制を整備。その中核となるJETRO及び中小機構等により、情報提供や人材育成支援に加えて、海外見本市への出張や商談の機会の拡大などを後押ししていく。

(1) JETRO・中小機構の連携支援

●中小企業海外展開等支援事業▽「特別枠」25億円（23億円）※このほか、22年度予算費により4億円を、一次補正予算により13億円を確保。

(2) 海外販路開拓支援

●クール・ジャパン戦略推進事業▽

「特別枠」12億円（新規）※このほか、22年度一次補正予算により3億円を確保。

●JAPANブランド育成支援事業（補助金）▽6億円（7億円）

○海外展開支援資金▽財投2兆2000億円の内数

3. 経営の安定化

未だ厳しさの続く中小企業の経営安定に資するよう、公的機関による貸付の実施や、保証を通じた民間金融円滑化を図ることなどにより、資金繰り支援に万全を期す。

また、下請取引の適正化を図るため、「下請かけこみ寺」等を活用しつつ、下請代金支払遅延等防止法の厳格運用を図る。

(1) 資金繰り支援の万全の実施

●日本政策金融公庫の経営基盤の強化（補給金）▽152億円（147億円）

●信用保証協会の経営基盤の強化▽81億円（81億円）※上記2項目のほか、政府全体の資金繰り対策として22年度予算費330億円、22年度一次補正予算5653億円を措置。

○日本政策金融公庫による資金繰り支援▽（中小部門）財投2兆2000億円の内数／（国民部門）財投2兆6000億円の内数

●小規模事業者経営改善資金融資▽（国民部門）財投2300億円▽36億円（36億円）

(2) 下請取引の適正化の推進

●中小企業取引適正化対策事業（下請かけこみ寺）の整備▽6億円（7億円）

4. 起業・転業、グループ化（事業引継ぎ、連携、再生）の支援

農工商連携をはじめとする異業種の中小企業の連携による新規事業を支援するとともに、中小企業の起業・転業に必要な資金の融資・保証、中小機構のファンドの活用を促進する。

また、他社が有する価値ある経営資源（技術、取引関係、雇用等）を有機的に結合させ、中小企業の成長を促進するため、中小企業の事業引継ぎを円滑化するとともに、中小企業の再生を支援する。

●新事業活動促進支援補助金▽31億円（43億円）※このほか、22年度一次補正予算により20億円を確保。

●事業承継円滑化支援事業▽中小機構交付金198億円の内数（203億円の内数）

●中小企業再生支援協議会事業▽42億円（50億円）

○中小企業者の起業・転業支援に資する融資の拡充▽財投2兆2000億円の内数

○挑戦者支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）▽360億円の内数（240億円の内数）

5. 商店街等の活性化

商店街が「地域コミュニティの担い手」としての機能を発揮できるように商業の活性化を図る取組を支援する。

●中小商業活力向上事業▽20億円（32億円）※このほか、22年度一次補正予算により20億円を確保。

●戦略的中心市街地商業等活性化支援事業▽29億円（33億円）

6. 低炭素型社会への対応

低炭素型社会への実現に向けて、中小企業の省エネ対策等を支援する。

●エネルギー使用合理化事業者支援事業「エネルギー特会」▽400億円（240億円）

●省エネルギー対策導入促進事業「エネルギー特会」▽9億円（9億円）

●「国内クレジット制度」による排出削減対策支援等▽10億円（新規）※このほか、22年度一次補正予算により3億円を確保。

●中小企業を始めとした事業者の環境行動の「見える化」▽5億円（6億円）

○環境・エネルギー対策資金▽財投2兆2000億円の内数

◎詳細は、経済産業省HPを参照。

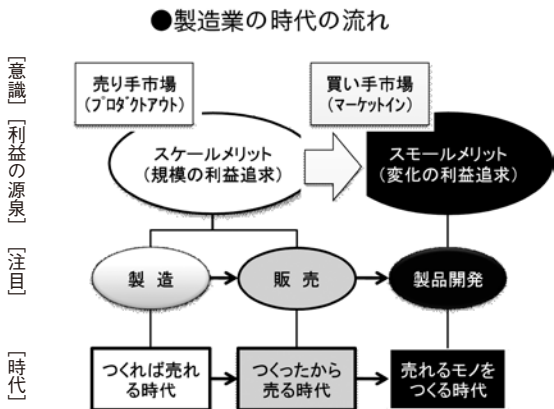
「インサラン」の目

「モノづくり」いろいろ 経済学

製造業の改善は凡事徹底から

変化する製造業の市場環境

一九八〇年代、アメリカの製造業は日本製品の大幅な進出により危機に陥り、日本に対して「低賃金のせいだ」「不正競争だ」と非難の声を浴びせた。しかし、今はむしろ世界の工場は中国に移り、日本製品の牙城といわれた家電や自動車も韓国に追い上げられている。



【意識】 【利益の源泉】 【注目】 【時代】

日本の経済は、ほぼゼロベース成長の中で、製品の多様化・短命化、

製品開発期間の短縮、国際分業、環境問題等の大波にさらされている。なかでも、中小製造業は、環境に合わせて自らを変革していくことが求められている。そこで一番重要なことは生産管理の原点に立ち帰ることであり、市場ニーズに基づいた生産活動を行うことを意味している。

こうした経緯に至る製造業の変遷をみると、大きく三つの時代を渡り歩いてきたといえる。それは「つくれば売れる時代」、「つくったから売れる時代」、「売れるものをつくる時代」の三つである。つまり、スケールメリットを強め規模による利益の追求を目指す時代から、「販売」を前面に押し出した「つくったから売れる時代」が到来する。その後、二度の石油ショックを経て、市場原理がメーカー主導の「売り手市場」から消費者主導の「買い手市場」

へ完全に移ってしまっているのである。

そこで製造業でも「大」より「小」が注目を集めるようになり、小さくつくって細かく対応しようとする動きが次第に主流となり、「多品種少量生産」という言葉が使われ出したのである。

ムダの多い製造現場

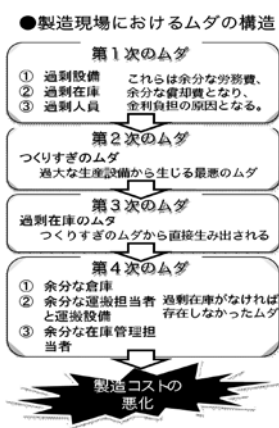
ある木工工場の指導に行つたときのこと、社長さんは「合板工程に時間がかかり過ぎなので、高周波プレスを導入すれば生産は倍増するんですが」と相談を持ちかけてきた。受注状況を聞くと、前年割れで資金繰りにも余裕がない。恐らく経営者の頭の中には、「つくれば売れる時代」の大量生産体制を夢みているようである。

このように機械設備にスピードを求める経営者は多い。部品や製品を何分、何秒で加工するかは顧客の要求量で決まる。これはタクトタイムと呼ばれ、このピッチに合

わせて考えてみれば、現有の機械で十分対応が可能なのに…。

さらにこの工場を見て回ると、今の生産に必要な在庫が、工場の倉庫に山のように置いてある。古い機械設備や治工具等、既に使わなくなったものだが、捨てるにもつたないというわけで、工場のあちらこちらに置きっぱなしになっている。

工場の生産現場には、変化する環境に合わなくなった旧い体質、なかでもムダが実に多く存在するのである。



凡事徹底ということ

二月の初め、車のエンジンオイル交換のため、イエローハットの店に何気なく入り、オイル交換をお願いした。

その間、待合室に入り、何気なく雑誌棚をみると、そこに「凡事徹底」という本が置かれていた。筆者はこの店の創業者である鍵山秀三郎さんであり、その中には、やればできる単純なことを究めていくことの大切さが書かれてあった。

その時ふと、あるプラスチック工場の社長さんの言葉が蘇ってきた。「工場の作業をまかせられる若い人は、必ず日常の生活習慣ができています。それは朝の挨拶ができるとか、洗濯物をきちんとたたんでしまおうといった小さなことです」

慶應義塾の創設者の福沢諭吉先生も「鄙事多能」が大切と言っている。それは、普通の人達が雑事と片付けている細々としたことに對しても多能で器用でなければならぬという教えである。

鍵山さんはだれでも簡単にできることとして「掃除」を勧めている。物事をきれいにすることを徹底して続けることで鍵山さんの会社も大

きくなってきた。義務でないことをどれだけやれるかが、人格の高さのバロメーターになると言っている。

オイル交換が終わって、トイレを借りると、そこはピッカピカ、車までピッカピカに磨かれていた。まさにこのお店との縁を感じた一日であった。

改善の要となる5Sの活動

「正しい生産管理」とは、「モノづくりの基本に忠実に沿った生産管理」を意味する。モノづくりの原

- ① Quality 品質 (良いモノを)
- ② Cost 原価 (より安く)
- ③ Delivery 納期 (正確に早く)

を追求し続けることにある。これが製造業の原点であり、この改善のためには「根っこの改善」が基本となる。「よい樹木はよい根っこがあつてはじめて育つ」という。それは工場も同じで、工場の根っこに相当するのが「5S」であり、基本中の基本である。

5Sとは、整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字がすべてSではじまることから5Sと呼び、製造業の改善には欠くことのできない活動となっている。

■1S 整理——不要なモノを捨てること。簡単なことであるが、実行は難しい。まず、要るものと要らないものの区分けがなかなかできない。この工場のアカとかムダを、ひと目で分らせるようにするために、赤札作戦を実施し、要らないモノを捨てること。

■2S 整理——必要なモノを取り出しやすく、そして元の場所に戻しやすくすること。この意味で、整理とはモノの置き方の標準化なのであり、目で見る管理が重要となる。

■3S 清掃——職場をいつもきれいにすることであり、床をほうきで掃き、機械を布で拭くことが基本。また清掃は、保全活動の日々点検業務と一体化させ、清掃点検することが望まれる。

■4S 清潔——清潔とは、整理・整頓・清掃を維持することである。

これができるのとムリ・ムダ・ムラなどが、誰の目にも異常として映るようになる。

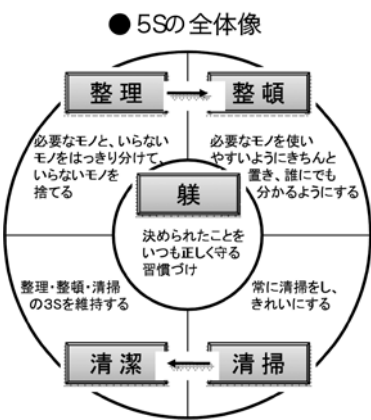
■5S 躰——5Sの締めくくりが「しつけ」であり、決めたことを守り続けること。実行の継続によって、企業の体質そのものが良い方向に転じてくる。

はかり知れない凡事徹底の効果

現場の環境整備の一環として、3Sに真剣に取り組む企業は少ない。「いままさら整理・整頓なんて」「どうせすぐに汚くなる」「掃除の人がやればよい」という理由で活動を止めてしまう。

ある会社では、貴重な仕事の時間を一日一時間かけて3Sに取り組むことにした。推進後、二ヶ月経った頃から、目に見えて生産性が向上してきた。工具がきちんとあるべきところがあるので探すムダがなくなった。以前はプレス加工したものを床に放り投げていたが、今はキチンと積む。整理・整頓・清掃という三つの原点活動を徹底的に究めることで、社員の人間性まで変わってしまうという改革が起こっているのである。

(中小企業診断士 大塚慎二)



組合Q&A

【事業】

定款記載事業を実施しない場合の処理について

Q1Ⅱ定款に、

第7条 本組合は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 組合員の取扱品の共同購買、共同保管及び共同運送
 - 2 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）及び組合員のためにするその借入
 - 3 ○○金庫、△△公庫、××銀行、□□信用協同組合に対する組合員の債務の保証
- 第41条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 1 借入金額の最高限度
 - 2 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む）又は1組合員のためにする債務保証の残高の最高限度

と規定している協同組合が、

①定款第7条第2号及び第3号の事業は当分の間実施しないことと

して、総会に対し定款第41条第2号の議決の審議を求めず、総会に出席した組合員もこれに関する議決を要求しなかったために、総会がこれに関する一切の議決をせず終了したときには、理事は職務過怠の責に負うべきか。

②定款に記載してある事業を一定期間実施しないときは、必ず総会に図り定款の一部を改正して、その該当条項は削除しなければならぬか。

【A1】①…ある事業年度において組合が行おうとする事業については、事業計画書及び収支予算書に記載され、総会の議決を経なければならぬことになっている（中協法第51条第1項第3号）ので、この議決を経していない事業は、定款に記載されていても、当該事業年度においては、実施しないことになる。したがって、設問の事業資金の借入及び貸付事業については、その組合が当該事業年度においてこれを実施しないため、事業計画書及び収支予算書に記載されていないのであれば、借入金額の最高限度、1組合員に対する貸付金額の最高限度等に関する議決を行わなかったとしても、理事の任

務懈怠であるとして指摘する程の問題ではないと解する。

②…その事業の実施が、翌事業年度ないし近い将来において再開される見込がある場合には、特に定款を改正して、当該条項を削除する必要はない。

【事業】

組合員の取引の相手方の債務保証について

Q2Ⅱ組合員が銀行に対して、その営業上の取引の相手方の債務を保証する場合、組合は、事業として、その債務を再保証することができるか。

【A2】組合員の銀行に対し行う債務保証が、その営業上の取引の相手方の債務であり、かつ、その取引に直接関係する債務の保証であれば、組合がそれを再保証することは、当該銀行が定款に定められた金融機関である限り、事業として行えるものと解する。

【組合員（持分）】

持分払戻方法変更のための定款変更の議決方法について

Q3Ⅱ持分全額払戻制をとる組合が、出資額限度の払戻方法に定款変更する場合は、組合員にあっては既得権の放棄を意味するので、総会

における定款変更議決とは別に組合員全員の同意が必要ではないか。

【A4】持分払戻方法に関する定款変更については、中協法第53条による特別議決をもって足り、特に組合員全員の同意は要しないものと解する。

すなわち、中協法第53条において定款変更は特別議決によること、また持分払戻に関して同法第20条に「…定款に定めるところにより…全部又は一部の払戻しを請求…」と規定するだけであり、中協法上組合員全員の同意を要する規定がないので、これが法律上明文の規定がないことを根拠として、通常の定款変更の手續で足りるものと解する。

なお、持分については、既得権たる財産権と解する見解のほか、脱退等により現実化する潜在的な期待権とする見解もあるので、本件については、総組合員の同意を得ることは好ましいことではあるが、現行法上は法53条の特別議決をもって足りるとする見解は中小企業庁においても採用しているものである。

◎詳細は本会設立相談室まで

Tel 0433-30063285

平成23年度経済産業省関係税制改正のポイント

法人実効税率の5%引下げ

▶我が国の立地競争力を高め、中核的製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、対内直接投資を促進するため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げるべく、法人実効税率を5%引き下げる。これにより、我が国経済のデフレ脱却と雇用創出を図る。

【現行】
法人税率 30%
地方法人2税含め、
法人実行税率 40.7%

【改正後】
法人税率 25.5%
地方法人2税含め、
法人実行税率 35.6%

▶その際、財政健全化の観点にも配慮し、以下のとおり、課税ベースの拡大を図る。

(租税特別措置関係)

- 一 特別償却の廃止・縮減(事業革新設備等の特別償却の廃止、企業立地促進税制の縮減)
- 一 準備金の一部廃止(特別修繕準備金)
- 一 研究開発税制の縮減(税額控除上限30%→20%)等

(法人税本則関係)

- 一 減価償却の見直し(定率法250%→200%)
- 一 繰越欠損金の使用期限(大法人のみ8割)ただし、繰越期間を7年から9年に延長(過去3年分)
- 一 貸倒引当金の一部廃止(非金融・大法人)等

中小軽減税率の3%引下げ

▶雇用を支える中小企業の活性化を図るため、中小法人等の軽減税率について、現行の18%から15%に3%引き下げる。

【現行】
年800万円以下は
18%(本則22%)

【現行】
年800万円以下は
15%(本則22%)

▶その際、中小企業等基盤強化税制等の廃止とともに、中小企業投資促進税制の見直し(ソフトウェアの範囲)を行う。

▶中小企業については、欠損金の使用制限は設けず、現行どおり繰越欠損金を利用可能とする。(なお、欠損金の繰越期間は大企業と同様9年に延長する)

経済成長及び雇用確保を実現するための政策税制の充実

◆「アジア拠点化推進税制」の創設

▶グローバル企業の研究開発拠点等の国内立地を促進するため、アジア拠点化推進制度に基づく企業認定を前提として、思い切った税制優遇措置を講じる。

- (1) グローバル企業の研究開発拠点等について、雇用創出や投資拡大に関する要件を満たす場合、20%の所得控除を認める(5年間)。
→法人実効税率引下げとあわせ、**認定企業の税率は28.5%に**

- (2) 海外の親会社が認定企業の取締役等に付与したストックオプションに対する課税をすべてキャピタルゲイン課税(20%)の対象とする特例を措置。

(参考)「総合特区制度(国際戦略総合特区)」の創設
国際戦略総合特区内で地方公共団体の指定を受けた事業者に対し、特別償却、税額控除、又は5年間20%の所得控除を措置。

◆「グリーン投資減税」の創設等

▶強靱で持続可能なエネルギー社会の構築や低炭素型経済成長の実現に向けた起爆剤とすべく、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や、再生可能エネルギー設備への投資<グリーン投資>を促進する制度を創設する。

- 一 特別償却：30%、税額控除：(中小企業のみ)7%
- 一 対象設備例：プラグインハイブリッド車、ハイブリッド建機、太陽光発電設備

▶太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を1年延長する。

◆「雇用促進税制」の創設

▶従業員のうち雇用保険一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加させる等の要件を満たす法人について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設(税額控除上限10%(中小企業者等は20%))。

等

地球温暖化対策のための税(石油石炭税の課税強化)

▶我が国の温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO₂を2030年に30%削減(90年比)するための対策を抜本強化する観点から、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設ける。

- 一 石油石炭税に、化石燃料のCO₂排出量に応じた税率を上乗せ。(税収規模：約2,400億円)
- 一 現下の厳しい経済状況を踏まえ、税率引上げは平成23年10月から開始し、足かけ5年にわたり3段階で実施。
- 一 税収は、エネルギー対策特別会計において、エネルギー起源CO₂排出抑制のために真に有効な対策に充当。
- 一 現行の原料用途の石油・石炭等の免税・還付措置は上乗せ税率についても適用。
- 一 その他、ソーダ産業の自家発電用石炭等について、上乗せ税率の免税・還付措置を創設。エネルギー集約産業や中小企業等には歳出により配慮。

◆原料用石油製品等に係る免税措置の恒久化・本則化

- ▶原料用途の石油石炭税の免税・還付措置については、2年間の延長。
- ▶原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討する。

◆車体課税について

▶車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

等

◎詳細は、経済産業省HP (<http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/zeisei23/101216ai.html>) を参照。

めの時間を確保できるようにするための措置の実施、●育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般の周知、●出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 ほか

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

育児をしていない従業員も含めて対象とする取組

●ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発などによる所定外労働の削減、●年次有給休暇の取得の促進、●短時間社員制度の導入・定着、●在宅ワークやテレワーク（ITを利用した場所・時間にとらわれない働き方）の導入、●職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発

2. その他の次世代育成支援対策

(1) 育児をする従業員等の職業生活と家庭生活の両立支援策の整備

対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境の整備以外の取組

●託児室・授乳コーナーの設置などによる子育てバリアフリーの推進、●保護者の働いているところを子どもが見ることができる「子ども参観日」の実施、●地域における子育て支援活動への従業員の積極的な参加の支援など、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施、●企業内における家庭教育に関する学習機会の提供、●インターンシップ（学生の就業体験）やトライアル雇用（ハローワークからの紹介者を短期間、試行的に雇用）などを通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進 ほか

行動計画とはどのような内容のものですか？

行動計画は、下の例のように、シンプルなもので構いません。

行動計画の例

従業員が仕事と子育ての両立をさせることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画内容 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの3年間

2 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
 男性…年に〇人以上取得する。
 女性…取得率を〇%以上にする。

<対策>

- ・平成〇年〇月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- ・平成〇年度～ 育児休業中の希望者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

目標2 平成〇年〇月までに、小学生未満の子を持つ従業員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・平成〇年〇月 従業員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・平成〇年〇月 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

目標3 平成〇年〇月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人あたり年間△△時間未満にする。

<対策>

- ・平成〇年〇月 従業員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ・平成〇年〇月 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

目標は、企業等の実情に応じていくつか設定していただいても構いませんが、アンケート調査や意見聴取などの方法により、**従業員のニーズを踏まえた目標**とすることが重要です。

計画は経済社会環境の変化や従業員のニーズを踏まえて策定される必要があることから、**計画期間は一定の目標が達成されるための期間として、2～5年間が望ましい**と考えられます。

目標を達成するための**対策として、いつ、どのようなことに取り組むかを記入**してください。

このように、すでにある制度の利用状況に関する目標を設定する方法があります。

制度の導入・拡充に関する目標を設定する方法も考えられます。

◎詳細は、千葉労働局雇用均等室（Tel.043-221-2307）まで（担当：高橋、大関、荒井）

従業員が 101～300 人の企業の方へ 「一般事業主行動計画」の策定・届出、公表・周知 が義務となります！！

千葉労働局雇用均等室

平成 23 年 4 月 1 日より次世代育成支援対策推進法が改正され、101 人以上 300 人以下の労働者（※）を雇用する事業主に仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」の策定・届出、労働者への周知・公表が義務づけられます。（※労働者：期間の定めなく雇用されている者、過去 1 年以上雇用されている者、雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者。）

「一般事業主行動計画」は、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたっての計画です。具体的には、①計画期間、②目標、③目標の達成のための対策とその実施時期を任意の様式で策定していただきます。「一般事業主行動計画」の策定例として、モデル行動計画を厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。（以下の関連資料参照）

平成 23 年 4 月 1 日からは義務づけとなりますので、早めの準備をお願いいたします。当室では、「一般事業主行動計画」を策定される事業主の皆様へ以下の支援を行いますのでご利用ください。

1 一般事業主行動計画策定相談会

- ①実施時間 平成 23 年 3 月 31 日まで 受付時間：9：00～17：00
- ②場 所 千葉労働局雇用均等室（千葉市中央区中央 4-11-1）
ご来局でも、またはご要望にて担当官が御社にお伺いいたします。
- ③そ の 他 ・相談にあたっては、事前にご予約ください。
・民間のノウハウを活用したコンサルティングを希望される場合は、
当局が一般事業主行動計画策定等支援事業を委託しております（株
ちばぎん総合研究所にご相談いただくことも可能です。

2 一般事業主行動計画を策定・届出等するための関連資料

モデル行動計画

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

一般事業主行動計画策定・変更届（届出様式）

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01

両立支援のひろば（公表用サイト）

<http://www.ryouritsushien.jp/>

一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう！！（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/kurumin.pdf>

以上の資料に千葉労働局ホームページ上からアクセスできますので、ご利用ください。

千葉労働局：<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>

💡 「目標」「対策」は下記の事項を参考にしてください。

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 育児をする従業員等の職業生活と家庭生活の両立支援策の整備

主に育児をしている従業員を対象とする取組

- 妊娠中および出産後の従業員の健康管理や相談窓口の設置、●育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度や子どもの看護のための休暇制度の実施、●男性の育児休業取得を促進するための措置の実施、●育児休業期間中の従業員の職業能力の開発・向上など、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備、●育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の実施など、従業員が子育てのた

【中小企業経営基盤強化セミナー】

快進撃企業の経営の極意とは。 (サービス産業編)

無 料
セミナー
参加者募集

～躍進企業の事例から、成長へのヒントを学びませんか～

不況と言われる時代でも、成長し続ける企業があります。高品質なサービス・心に響くサービスが大きな価値を生みます。顧客視点に立った新たなサービスの開発に取り組み、新たな価値を創造し、経営基盤の強化に挑戦してみませんか。

本セミナーは、本県企業の大勢を占めるサービス産業の多くの企業の方々に、新しいことに取り組む原動力やきっかけを掴んでいただき、サービス産業の飛躍を図るために行うものです。

これからの千葉県経済を支えるサービス産業の経営者のみなさま、元気な未来を拓ききっかけを掴み、千葉県をリードする躍進企業となってください。みなさまのご参加を心よりお待ちしております。

日 時 2011年3月15日(火) セミナー 13:30～17:00 個別相談 17:00～18:30

会 場 千葉商工会議所 第一ホール(個別相談は第二ホールC)

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館14階 TEL:043(227)4101

対 象 新たな取組に挑戦する意欲のある中小サービス産業(卸小売を含む第三次産業を指します。)の方、経営基盤強化に関心をお持ちの方、支援機関・金融機関等の関係機関

定 員 150名 締切日:2011年3月11日(金)※定員になり次第、締め切らせていただきます。

プログラム

13:30 躍進する県内サービス産業経営者による事例紹介

千葉県内3企業の経営者が自社のビジネスについて語ります。

◆株式会社オオクシ 代表取締役 大串 哲史 氏(千葉市:理美容業)

テーマ「お客様・従業員が喜び、会社が儲かる3コアシステムが会社の方向性を決める！」

◆株式会社サンセットコーポレーション 代表取締役 丹野 照夫 氏

(市川市:ゲーム・CD・DVD・書籍等の複合リサイクルショップ運営)

テーマ「不屈のチャレンジ精神で常に業態改革に挑み、新たな可能性に挑み続ける当社のビジネス展開。」

◆株式会社キーベックス 代表取締役 斉藤 宏 氏(千葉市:保管業務・配送業務、書類保管関連サービス)

テーマ「お客さまのニーズに応じて新サービスを提供してきた事業展開と今後の展望。」

15:35 特別講演「こうすれば、日本のサービス業が変わる！」

～「ムダ」を省き顧客満足をどんどん上げる目からウロコの仕組みとは～

◆講師 (独)産業技術総合研究所サービス工学研究センター 内藤 耕 氏

16:45 経営革新計画の制度及び支援内容のご案内

17:00 個別相談会(経営相談、経営革新等制度案内) ※当日、申込先着順で受付いたします。

-----参加申込書(切り取らずにお送りください。)

～下記申込書にご記入のうえ、FAX、郵送、メール等にてお申し込みください。～

あて先 千葉県商工労働部 経営支援課行き FAX 043-227-4757

所属(会社等)名		業種 (○をして ください)	1.建設・不動産業 2.卸売・小売業 3.サービス業 4.情報・通信業 5.製造業 6.金融機関 7.支援機関 8.官公庁 9.その他()	
住 所	〒	電話	FAX	
		E-mail		
参加者 氏名		職 名	参加者 氏名	職 名

【個人情報の取扱について】ご記入いただいた個人情報は、主催者において今回のセミナーにかかる事務処理、今後のセミナー等のご案内以外には利用いたしません。

◎申込み・問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県商工労働部 経営支援課 経営支援室

TEL:043-223-2790 FAX:043-227-4757 E-mail: c-kouryu@mz.pref.chiba.lg.jp

URL: <http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/event/service-seminar2010.html>(申込書がダウンロードできます。)

「中小企業倒産防止共済法施行令の一部を改正する政令」について

平成 22 年 4 月に公布された中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 25 号）において、具体的な共済金の貸付限度額等については別途政令で定めることとされてきました。本政令は、この貸付限度額等を定めるものです。

■ 中小企業倒産防止共済法について

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産することを防止するための共済制度です。共済契約者が拠出する掛金を原資として、取引先が倒産した場合に、中小企業基盤整備機構が、①納付された掛金の 10 倍（現行限度額 3,200 万円）、②取引先企業の倒産によって回収困難となった売掛金債権の額、のいずれか少ない額の範囲内において、無利子・無担保・無保証人で共済契約者に共済金の貸付けを行うものです。

■ 改正の概要（※本誌平成 22 年 7 月号参照）

- (1) 共済金の貸付限度額を 3,200 万円から **8,000 万円**に引き上げる。
- (2) 償還期間を共済金の貸付額に応じて以下のとおり定める。

5,000 万円未満	5 年
5,000 万円以上 6,500 万円未満	6 年
6,500 万円以上 8,000 万円以下	7 年

※なお、本改正の施行期日は、改正法の公布の日（平成 22 年 4 月 21 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において、別途政令で定めることとされています。（◎詳細は中小企業庁HPを参照。）

障害者雇用のことなら何でもご相談ください （千葉障害者職業センター）

☛ 障害者雇用促進法が改正されました。

平成 22 年 7 月より常用労働者 201 人以上の事業主

障害者雇用納付金制度の対象となり、雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）に満たない場合、障害者雇用納付金を納付しなければなりません。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構千葉障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラーが事業主からの障害者の雇用に関するさまざまなご相談をお受けし、事業主のニーズに応じた支援サービスを提供しています。（ご相談や支援サービスはすべて無料です。）

<支援ニーズ例>

- 障害のことがよくわからない
- 初めて障害者を雇用するが、どのような仕事を担当してもらえばよいかわからない
- 現在雇用している障害者の雇用管理に悩んでいる

事業主が抱える個々の支援ニーズに対して、相談・打合せを重ねながら実行可能な支援プランを提案し、事業主の同意を得て支援を実施いたします。

<事業主支援ワークショップのご案内>

当センターでは企業で障害者雇用を担当されている方を対象に、少人数のグループワーク方式で情報交換を行うことにより、障害者雇用の取組をさらに進めていただくための「事業主支援ワークショップ」を開催しております。今年度の第 7 回は「こうして進める障害者雇用について」をテーマにして、障害者雇用を検討されている企業の担当者を対象に実施予定です。障害者雇用についての具体的なノウハウを学ぶ場として是非ご活用ください。

【日時】平成 23 年 3 月 16 日（水）13 時 30 分～16 時 00 分

【場所】千葉障害者職業センター（ハローワーク千葉 4 階／千葉市美浜区幸町 1-1-3）

【内容】先行企業の取組事例などについて情報提供し、参加者による情報交換などを行います。

【申し込み・お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 千葉障害者職業センター 担当 中村・小林

電話：043-204-2080／FAX：043-204-2083／E-mail chiba-ctr@jeed.or.jp

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

12月

豆腐製造

組合で冷凍豆腐の製造、販売を
検討。試作もできあがり、販路は
確約まであと一歩。設備資金の問
題もあり、慎重に進めている。

牛乳小売

全体的に安売の目立つ状況。

シャツ製造

バーゲン等のため、価格が下が
るのは分かるが、今回は全体が悪
いためひどいと思う。

製材

景況感は悪いままの状態。

製材

12月、南洋材船、米材船各1船
が入港。市場の状況から、仕入時
であり、輸入数量が増加している。

印刷

12月の売上高は11月と比較し、
各社横ばい。来年4月の統一選に向
けて議員からポスター等の仕事が
動き始めた。

生コン製造

具体的物件(流通倉庫、マンション
等)が出て来ており、底入れ感
が出始めた。

電気鍍金

12月に入り、一段と景況は悪化
してきているようだ。

鉄工業

「デフレの継続」、「円高の定着」
等々の要因もあり、これまで続いて
きた回復傾向の流れにブレーキが
かかり、鉄鋼関連を中心とする組
合員各社において停滞色が強まっ
てきている。

機械部品製造

昨年より厳しく、一段と深刻さ
を増している。

機械部品製造

景況の変化はなく、なかなか上
向きになっていない業種である。

土砂採取業

公共事業投資がなく、骨材需要
が減少し、各企業は事業運営に苦
慮している。

総合卸売

猛暑の影響で、鶏卵の価格が高
騰。年間利幅契約にて採算は取れ
るものの、決済額増加により資金
繰りに影響が出てきている。

建築材料卸売

需要はやや持ち直しているが、
価格低迷、収益は改善していない。
中断していたマンションの建築が再
開したこともあるが、官需の息切

れが必至で、再び落ち込むことは避
けられないため、景況マインドは冷
えたままである。

自動車解体業

スクラップ価格は上がってきてい
るが、玉不足のため、使用済み車
の仕入れ価格がそれを上回る勢い
で上昇している。その結果、かなり
利益が出しにくい状況。

小売

消費者の購買意欲は低い。

電気機器小売

12月からエコポイント半減にと
もないカラーテレビの売上が、2割
3割に落ち込んだ。

青果小売

年末にかけて相場が下落したた
め、売価が安定し、販売しやす
くなった。また、資金繰りも安定傾
向となった。

小売

クリスマス・年末商戦共に活気
があったのは各々2日間位、堅実消
費は完全に定着したなど実感。

中古車仕入・販売

直販やや好転気配。

小売

前半のボーナスシーズンは、期
待をしていたほど数字が伸びな
かった。後半は、気温も下がって

ファッション関係が動き出した。食
品関係は、農作物が不作で相変わ
らず価格が上昇しているため、今一
だった。飲食は苦戦。

小売

クリスマス商戦はイベント開催の
影響で客足が伸び、売上も多少前
年を上回ったが、年末は売上が伸
び悩み、結局前年比を下回った。

農業機械販売整備

PPPの加入の動きの不透明感
により、需要の落ち込み要注意。

印鑑小売

年賀状印刷が年々大幅に減少。
高齢化社会なので、喪中欠札挨拶
状の印刷で少しでもカバーする。

小売 サービス

近隣に大型店が3店ほぼ同時に
開店。客の流れが変わってしまった
感がある。特に飲食関係はかなり
の影響か。商店街としての魅力を
上げないと駐車場完備の店舗に顧
客を益々持つて行かれてしまう。

小売 サービス

悪いまま上がる気配がないしそ
の要素もない。

建設揚重

前年並みの動きはあるが、以前
需要の低下と低価格が続いている。

害虫防除

外來種の相談件数が増加。しか
し、受注には至っていない。
【鴨川】
北日本の大荒れの天候(日本海
に低気圧の発達したのが入ると太
平洋側は南西の風が吹き荒れる)
の影響で、欠航が多かった。
【千葉市】
年末の繁忙期だが、期待した程
状況は良くなかった。
【県下全域】
学習塾
財務状況は昨年末と変化なし。
【県下全域】
土木建築サービス
事業量は本年度も減少し厳しい
状況は変わらない。
【県下全域】
ソフトウエア
売上高の前月比増加は、12月(年
内売上)という事情があると思わ
れる。
【県下全域】
建設業
受注額は多少減少したものの、
収益状況は横這い。
【野田】
貨物運送
取引高は前年、前月と比較して
いずれも少々ではあるが増加した。
せめてこのままの状態を維持して
いきたい。
【県下全域】
輸出入業
12月の売上は前月比、前年同月
比とも減少した。

お知らせ

法務局からのお知らせ

平成23年1月24日(月)から、千葉地方法務局松戸支局で取り扱っている商業・法人登記事務は、本局法人登記部門において取り扱うこととなります(同様に、佐倉支局及び成田出張所でも取り扱っている分については3月14日から変更)。

なお、会社や法人の登記に関する登記事項証明書・印鑑証明書の交付事務(登記事項要約書の交付事務は除く)、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務(電子証明書の発行事務等)につきましては、引き続き各支局及び出張所でも取り扱いますので、ご利用下さい。

※なお、船橋支局(22年7月20日)、市川支局(22年11月29日)でも同様の変更がなされており、

◎詳細は、千葉地方法務局総務課(Tel 043-302-1311)まで。

「千葉のものづくり」製品・技術展示会の開催について (千葉県産業振興課)

本誌1月号「お知らせ」でもご案内のとおり、県内ものづくり中小企業の優れた製品・技術を一堂に集め、県内ものづくり産業に関

して広く情報発信するとともに、出展企業の販路開拓を支援することを目的として、「千葉のものづくり」製品・技術展示会が県立現代産業科学館(市川市鬼高1-1-3)で開催されます。

ものづくり中小企業に関する展示・紹介をメインにした展示会を県が開催するのは、今回が初めて。入場は無料となっております(※現代産業科学館の常設展を見学する場合は有料)。**【開催期間】**2月4日(金)から2月13日(日)

◎詳細は、県HP又は産業振興課(Tel 043-225-2718)まで。

中小企業ビジネス支援サイト 「J・Net 21」

「J・Net 21」は中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業のためのポータルサイトです。公的機関の支援情報、経営に関するQ&A、数多くの起業事例を提供しながら、皆さまの経営を全面的にサポートするサイトとなっています。

厳しい経済環境下でも公的資金を活用して成長する中小企業があります。ぜひ活用ください。

※特集「初めてでもよくわかる補

助金、助成金」では、補助金、助成金についてわかりやすく解説。「資金調達ナビ」など役立つツールも紹介しています。

◎詳しくはHPを(ご覧ください)。

中小企業大学校 Web・Training

※申込受付は2月13日まで

いつでもどこでもインターネットで受講!現場をはなれずコストも節約、わかりやすい教材と経験豊富な講師がわかるまでサポート。生産系、技術系、経営系の21のコンテンツを用意しています。

◎中小企業大学校Web・Trainingは3月をもって終了となります。お申込みはお早目に。

◎詳細は、HP又は中小企業大学校東京校ウェブトレーニング担当(Tel 042-565-1276)まで。

中国産業見本市情報

中国産業団体総合駐日事務所では、日本語のサイトで「中国国際見本市スケジュール&概要」を掲載しております。

中国市場を開拓したい、或いは、検討したいとお考えの組合構成員企業の方は、ぜひご覧ください。

◎詳細はHPを(ご覧ください)。

ベンチャーインキューション in USA ハイテクビジネス展開サポート

ジェトロでは、米国で先端技術分野(IT、バイオ、ナノテク、クリーンテックノロジー等)のビジネスの立ち上げを希望される中小・ベンチャー企業や新たに起業予定の個人を対象に、ベンチャービジネスへの支援サービスが充実した有カインキューバへの入居支援を行っています。1年間の入居支援・コンサルティングサービスの提供等を通じ、世界におけるビジネスチャンスの獲得を目指す中小・ベンチャー企業のグローバルな活躍を応援します。

◎詳しくは、ジェトロのHP又は先端技術交流課(Tel 03-3582-4631)まで。

平成22年度 「街元気シンポジウム」

中小企業基盤整備機構は、平成22年度「街元気シンポジウム」を開催いたします。当シンポジウムでは、タウンマネジメントのあり方を主テーマに協議会活動や空き店舗対策などについて、各地の取り

組みを紹介し広く普及啓発することで、各地のタウンマネジメントや中心市街地活性化協議会の円滑な事業推進・発展に寄与し、各地の中心市街地の活性化に資することを目的としています。

【日時】平成23年2月18日(金)13時~17時30分【場所】科学技術館 サイエンスホール【定員】400名(先着順)【参加費】無料◎詳細はHPを(ご覧ください)。

千葉産食品輸出商談会

ジェトロ千葉、千葉ブランド・農水産物食品輸出協議会および千葉県では、カナダ・香港・タイ・インドネシア・フィリピン・韓国・チリからバイヤーを招聘し「千葉産食品輸出商談会」を開催します。

【日時】3月4日(金)10時~17時【場所】ホテルグリーンタワー幕張(千葉市美浜区ひび野2-10-3)【定員】20社程度(先着順)

食品の海外販路開拓・拡大にご関心のある方は、海外有力バイヤーと直接商談できる貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。

◎お問合せは、ジェトロ千葉(Tel 043-271-4100)まで。